

京都市宿泊税の変更のお知らせ（2026年3月1日（日）の宿泊から適用）

京都市の宿泊税が、2026年3月1日（日）から変更になります。

宿泊契約や宿泊代金等の支払いの日付にかかわらず、2026年3月1日（日）の宿泊から適用される予定です。

改正前【～2026年2月28日（土）】

宿泊料金（1人1泊）	6,000円未満	200円
宿泊料金（1人1泊）	6,000円以上 20,000円未満	200円
宿泊料金（1人1泊）	20,000円以上 50,000円未満	500円
宿泊料金（1人1泊）	50,000円以上 100,000円未満	1,000円
宿泊料金（1人1泊）	100,000円以上	1,000円

改正後【2026年3月1日（日）～】

宿泊料金（1人1泊）	6,000円未満	200円
宿泊料金（1人1泊）	6,000円以上 20,000円未満	400円
宿泊料金（1人1泊）	20,000円以上 50,000円未満	1,000円
宿泊料金（1人1泊）	50,000円以上 100,000円未満	4,000円
宿泊料金（1人1泊）	100,000円以上	10,000円

※宿泊料金について

宿泊料金に含まれるもの

素泊まりの料金、素泊まりの料金にかかるサービス料、清掃代（強制料金）

宿泊料金に含まれないもの

消費税等に相当する金額（消費税、地方消費税、入湯税などの租税一般）

宿泊以外のサービスに相当する料金（食事、会議室の利用、電話の利用などに係る料金）

詳しくは[こちら](#)をご覧ください